改正後	改正前
四十三　金融商品取引法第百五十六条の七十七第一項、第百五十六条の八十六第一項若しくは第四項又は附則第三条の三第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［削除］	四十三　金融商品取引法第百五十六条の七十七第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 四十四　金融商品取引法第百五十六条の八十六第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
［13～181　略］	［13～181　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十七号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七十六条第二項の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月二十二日

農林水産大臣　金子原二郎

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （保険資格者に関する特例等） **第二十二条**　法第百七十七条第一項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）が同項の規定による申込みをする場合における当該申込みに係る保険関係の保険期間についての第百七十八条の規定の適用については、当分の間、同条中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。 ２　前項の保険関係が成立した場合における当該保険関係の保険期間において第百七十八条第一号に掲げる事業を利用した被保険者が、当該保険期間の満了日の翌日にその保険期間が開始する保険関係について、法第百七十七条第一項の規定による申込みをする場合における当該保険関係の保険期間についての第百七十八条の規定の適用については、当分の間、同条中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。	**附　則** （保険資格者に関する特例等） **第二十二条**　法第百七十七条第一項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）に対する第百七十八条の規定の適用については、当分の間、同項中「次に」とあるのは、「第二号から第四号まで」とする。 （新設）

３　前二項の規定の適用がある場合における法第百八十一条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第百七十八条第一号に掲げる事業に係る交付金であって事業規程に定めるものを対象農産物等の販売金額に含めて算定するものとする。

２　前項の規定の適用がある場合における法第百八十一条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第百七十八条第一号に掲げる事業に係る交付金であって事業規程に定めるものを対象農産物等の販売金額に含めて算定するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の規定は、令和四年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとする。

３　令和三年一月一日から令和三年十二月三十一日までの間にその保険期間が開始する保険関係を成立させた被保険者であって、当該保険期間において農業保険法施行規則第百七十八条第一号に掲げる事業を利用したものは、この省令による改正後の農業保険法施行規則附則第二十二条第二項の被保険者とみなす。